

静岡市告示第521号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による土地改良事業（区画整理事業）牛妻森谷沢地区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更するので、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成26年7月7日

静岡市長 田辺 信宏



1 牛妻字成沢口に編入する区域

牛妻字成沢2723番1、2723番2、2724番、2724番3、2724番4の一部、2725番3の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路等である公有地の全部並びに2727番1、2727番4に隣接する公有地の全部

2 牛妻字天神森に編入する区域

牛妻字成沢2760番から2763番までの各一部及びこれらの区域に介在する公有地の全部

3 牛妻字成沢に編入する区域

牛妻字天神森3005番の一部、字成沢口3103番1、3104番、3109番3の一部、字ハリマ沢3084番1の一部、3084番2の一部、3084番3、3084番4の一部、3085番2、3085番3の一部、3091番の一部、3093番の一部、3094番1、3094番2の一部、3095番、3097番の一部、3098番1、3098番2、3099番、3100番、3101番の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路水路等である公有地の一部並びに字ハリマ沢3091番、3096番、3097番、字成沢口3105番1に隣接する水路等である公有地の全部、字天神森3003番1、3007番1地先の水路等である公有地の一部

4 牛妻字森谷沢に編入する区域

牛妻字成沢口3118番1、3118番3、3118番5地先の水路等である公有地の一部

上記地番は、平成26年4月7日現在の登記簿による。